

## 第22回定例教育委員会 その他報告事項 概要説明資料

### 【事項名】

畿央大学と奈良県教育委員会との連携協定内容の変更について

### 【事項の概要】

畿央大学と奈良県教育委員会は、学校給食において地場産物の活用促進並びに伝統的食文化に根ざした献立の充実及びその開発に相互が連携協力して取り組む事で、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築することを目的とし、令和元年9月に連携協力に関する協定書を交わした。

これまで、この協定に基づき、文部科学省の委託事業「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」や「つながる食育推進事業」等を通じて相互に便宜を提供することができ、一定の成果を得ることができた。

協定締結者としては、令和3年度においても引き続き協定を継続する事で意見が一致している。

しかし、令和3年度は文部科学省の「つながる食育推進事業」が事業廃止となり、これまでの協定内容では事業の推進に特化した目的に限定され、連携できる内容に限りがあるため、学校の教育活動全体を通して、学校給食を活用した食育の推進を図ることを目的とした連携協力ができる記載内容に変更する必要が生じた。

そこで、相互に話し合いの結果、案のとおり内容変更することで合意に至ったので、ここに報告する。

# 畿央大学と奈良県教育委員会との連携協力に関する協定書（案）

## （目的）

第1条 この協定は、畿央大学と奈良県教育委員会（以下「協定締結者」という。）が、  
学校給食の栄養管理及び衛生管理の充実並びに効果的な食に関する指導に係る研究に  
相互が連携協力し取り組むことにより、学校の教育活動全体を通して学校給食を活用  
した食育の推進を図ることを目的とする。

## （連携協力の内容）

第2条 協定締結者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力  
するものとする。

- (1) 学校の教育活動全体を通じた学校給食の充実及び食育の推進に関する事項
- (2) 栄養教諭等の研修に関する事項
- (3) その他協定締結者が必要と認める事項

## （方 法）

第3条 協定締結者が、前条各号に掲げる内容を実施する時は、各事業ごとに双方の担  
当部署が協議するものとする。

2 協定締結者が連携協力するにあたっては、双方の教職員、畿央大学の学生、大学院  
生の派遣及び受け入れ並びに協定締結者の有する施設設備等の利用について、業務に  
支障のない限りにおいて、互いに便宜を提供するものとする。

3 連携協力により作成した成果物の使用については、双方が使用可能なものとする。  
また、使用に際しては、双方の連携協力による成果物であることを明示するものとする。

## （経 費）

第4条 第2条に定める事項に要する経費については、協定締結者が協議の上、定める  
ものとする。

## （守秘義務）

第5条 この協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、この協定の有  
効期間及び有効期間経過後について、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。  
ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求  
められた場合は、この限りではない。

## （有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとす  
る。ただし、その間の連携協力内容を評価し、協定締結者が合意したときは有効期限  
を更新することができる。

## （補 足）

第7条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定め  
るものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、協定締結者で協議の上、決定するも  
のとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定締結者それぞれが記名押  
印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

奈良県北葛城郡広陵町馬見中4-2-2  
畿央大学

学 長 冬木 正彦

奈良市登大路町30番地  
奈良県教育委員会

教 育 長 吉田 育 弘

畿央大学と奈良県教育委員会との連携協力に関する協定書 新旧対比表

変更案		現行	
(目的条)(第1) この協定は、下校給食並るに学務課の実務を充てて、学校給食を目的とする。	(目的条)(第1) この協定は、(学務課の実務を充てて)学校給食を目的とする。	(目的条)(第1) この協定は、(学務課の実務を充てて)学校給食を目的とする。	(目的条)(第1) この協定書の有効期間は、令和3年3月1日から令和3年3月31日までとする。